

法律第十二号（平二一・三・三一）

◎成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・財務大臣臨時代理・文部科学・国土交通・内閣総理大臣臨時代理大臣署名）